

保護者様

大阪府立思齊支援学校
校長 井上 昌二

一時的な服薬に関する「預かり薬連絡票」導入のお知らせ

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

これまで本校では、風邪薬・鼻炎薬など一時的な服薬について、連絡帳へのご記入をもとに担任が対応してまいりました。しかし、記載内容の不足や薬の説明書が添付されないケースが見られ、誤薬防止および児童生徒の安全をより確実に守るための体制づくりが必要となりました。

つきましては 令和8年1月8日より「預かり薬連絡票」を導入し、下記のとおり運用を開始いたします。安全に学校生活を送るため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。ご不明な点がございましたら、担任までお問い合わせください。

記

1 預かり薬連絡票について（別紙）

一時に学校で服薬または薬を使用する必要がある場合、保護者の皆様に必要事項をご記入いただく書類です。

担任が内容を確認し、その情報にもとづいて服薬・使用を行います。

※ 1日につき1枚必要です。

※ 記入例をご確認のうえ、必要事項をご記入してご提出ください。

2 学校で預かることができる薬

① 原則：処方薬（医師の診察のうえ処方された薬）

② 例外的に預かり可能な薬（処方薬でない場合）

月経痛時の痛み止め、偏頭痛時の痛み止め、抗アレルギー薬（アレルギー症状への対応として）

保湿剤（非ステロイド性）、目薬（非ステロイド性）、酔い止め

※いずれも ご家庭で使用歴があり、副作用がないことを確認できている場合に限ります。

3 その他

① 服薬後はその旨を連絡帳に記載し、薬の空袋を返却します。

② 預かり薬連絡票は担任が保管し、服薬後に破棄いたします。

③ 預かり薬連絡票の提出がなく、かつ保護者の方と連絡がつかない場合は、安全上、学校で服薬させることはできません。

④ 預かり薬連絡票が必要な際は、連絡帳でお知らせください。学校 HP からも印刷できます。

以上、今後も児童生徒の安全を第一に、丁寧に対応してまいりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申しあげます。